

(未発生期)

<各論>

1 未発生期

未発生期
未発生期の状態 <ul style="list-style-type: none">・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態・ 海外において、鳥類等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況
目的： (1) 発生に備えて体制の整備及び準備を行う。

(1) 実施体制

【市行動計画等の作成】

- ・ 本市は、特措法第8条の規定により、福井県行動計画等に基づき、発生前から、新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画、事業継続計画等の策定を行い、必要に応じて見直していく。

【国・地方公共団体との連携】

- ・ 本市は、国、県、他の市町等と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。
- ・ 県が各健康福祉センター単位に設置する、地域調整会議に出席し、市行動計画の運用面での検討を行う。

(2) サーベイランス・情報収集

- ・ 平時から情報分析体制を整備し、早期対応に役立てる。
- ・ 毎年冬季に流行する通常のインフルエンザについて、市内医療機関における感染症発生動向調査による患者発生の動向を、週ごとに把握するとともに、医療機関の協力を得て、ウイルスの亜型を検査する病原体サーベイランスを実施する。
- ・ インフルエンザによる入院患者数および死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。
- ・ 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の状況（学級・学年閉鎖、休校等）を調査し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。

(未発生期)

(3) 情報提供・共有

【体制整備等】

- ・ 本市は、発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。
- ・ 県や医療機関等と、メールや電話を活用して、緊急に情報を提供できる体制を構築する。
- ・ 新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、本市は、県からの要請に基づいて市コールセンターを設置する準備を進める。
- ・ 本市は、発生前から国、県、関係機関との情報共有を行う体制を整備し、必要に応じて、訓練を実施する。
- ・ 本市は、新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、県との連携のもと、市民が混乱しないように必要な情報を的確に提供できる体制を整える。

(4) 予防・まん延防止

【感染防止対策の実施】

- ・ 本市は、市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解が深まるよう周知する。
- ・ 新型インフルエンザ等が発生した場合、流行のピークが約2週間続くと予想されており、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが重要である。そのためには国が推奨している2週間程度の食料品、例えば長期保存可能な米やレトルト食品を、生活必需品としてはトイレットペーパーや洗剤等を、感染予防品としてはマスクを一人当たり25枚程度備蓄しておくこと等を周知する。

(5) 予防接種

【特定接種】

- ・ 本市は、本市職員等に対し、国からの要請に基づき、集団的接種を原則とする特定接種が速やかに実施できるよう接種体制を計画する。
- ・ ワクチン配分、スケジュール等の詳細や特定接種の具体的手順については、国が示す接種体制のモデルに準じて、本市は具体的な実施方法について計画する。

【住民接種】

- ・ 国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、本市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができる接種体制を計画する。
- ・ 国が示す接種体制のモデルに準じて、関係機関と協力し、具体的な実施方法について計画する。

(未発生期)

- ・ 接種場所については、原則、公的施設を会場とするが、医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関を活用できるように接種会場を構築する。
- ・ 接種順位の基本となる分類4群（医学的ハイリスク者、小児、成人・若年者、高齢者）についてのワクチン需要量を算出する。

(6) 医療

【地域医療体制の整備】

- ・ 本市は、県健康福祉センターが実施する地域調整会議等に参加し、地域の医療体制の確保について具体的な検討や、市町、郡市医師会、薬剤師会、医療機関、薬局、消防等関係機関との調整に参画する。
- ・ 本市は、帰国者・接触者相談センター設置の準備を進める。

(7) 市民生活・経済の安定の確保

【要援護者への支援の検討】

- ・ 本市は、県内感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておく。
- ・ 本市は、高齢者、障害者等の要援護者に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに、新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯等）への具体的な支援体制を整備する。

【火葬能力等の把握】

- ・ 本市は、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について把握及び検討する。
- ・ 本市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）に基づき、火葬の適切な実施を図るとともに、個別の埋火葬に係る対応及び遺体の保存対策等について検討する。

【物資及び資材の備蓄等】

- ・ 本市は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄する。

<参考>

インフルエンザの感染経路と注意事項

通常のインフルエンザの主な感染経路は、飛沫感染と接触感染である。

- ・ 飛沫感染：感染した人の咳、くしゃみ、つばなどの飛沫とともに放出されたウイルスを健康な人が吸入することによって感染する。
- ・ 接触感染：感染した人が、くしゃみや咳を手で押さえた後や、鼻水を手でぬぐった後に、机やドアノブ、スイッチなどに触れると、その触れた場所にウイルスが付着することがある。その付着したウイルスに健康な人が手で触れ、その手で目や鼻、口に再び触れることにより、粘膜・結膜などを通じてウイルスが体の中に入り感染する。

新型インフルエンザの予防には、通常のインフルエンザに対する下記のような取組みを習慣づけておくことが重要であり、一人ひとりがいわゆる「咳エチケット」を心がけることが求められる。

「咳エチケット」

風邪などで咳やくしゃみが出る時に、他人に感染させないためのエチケットである。感染者がウイルスを含んだ飛沫を発することにより周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。

〈方法〉

咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、出来る限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて極力、飛沫が拡散しないようにする。

前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

呼吸器系分泌物（鼻汁、痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。

手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤あるいはパック入りのアルコール綿を用意しておくことが推奨される。

咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

(未発生期)

「咳エチケット」以外にも、次の点について心がけることが求められる。

- ・ 帰宅後や不特定多数の者が触るようなものに触れた後の手洗い・うがいを日常的に行う。
- ・ 手洗いは、石鹸を用いて最低15秒以上行うことが望ましく、洗った後は清潔な布やペーパータオル等で水を十分に拭き取る。
- ・ 感染者の2メートル以内に近づかないようにする。
- ・ 流行地への渡航、人混みや繁華街への不要不急な外出を控える。
- ・ 十分に休養を取り、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養を取り、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ。

【個人等での事前の準備の促進】

- ・ 家庭での備蓄

新型インフルエンザ等が海外で大流行した場合には、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合には、食料品・生活必需品等の流通、物流に影響が出ることも予想される。また、感染を防ぐためには不要不急の外出をしないことが重要である。そのためには国が推奨している2週間程度の食料品、例えば長期保存可能な米やレトルト食品を、生活必需品としてはトイレットペーパーや洗剤等を、感染予防品としてはマスクを一人当たり25枚程度備蓄しておくこと等が推奨される。

- ・ 体調管理および予防接種

糖尿病や高血圧症などの慢性疾患の病状が安定していない場合は、新型インフルエンザ等に感染しやすいといわれ、平成21年4月にメキシコを起源とするH1N1新型インフルエンザにおいてはこれらの慢性疾患の患者が国内外で死亡している。このようなことから平常より主治医による治療を受けておくことが望まれる。

新型インフルエンザの発生時に、自分が感染したと誤解して帰国者・接触者外来を受診することを防ぐため、麻疹（はしか）や通常のインフルエンザのような新型インフルエンザと区別が付きにくい発熱性の疾患については、予防接種を受けておくことが望ましい。また、他の感染症（結核や百日咳等）にかかると、新型インフルエンザ等に感染しやすくなるため、予防接種法に定められている定期の予防接種はきちんと受けておくことが重要である。